

# 市議団ニュース

木村奉憲・22-8567、杉野 修・58-9010  
石田利春・52-7260、渡辺昌代・21-9058

党市議団

## 合併後の初議会、開かれる

サービス低下の条例にはキッパリ反対をつらぬく！

合併による「弊害」は明らか  
223本の専決条例をわずか1日での審議には無理が

### 専決処分されたおもな条例

- ◆職員定数条例・・・3町の職員配置は大幅削減。  
(各総合支所については右に)
- ◆税条例・・・菖蒲町に都市計画税を課税。  
法人住民税は値上げに。
- ◆職員給与の条例・・・特殊勤務手当など一部削除。
- ◆手数料条例・・・住民票など200円から300円に  
建築確認手数料は1万円の値上げに。
- ◆施設使用関連・・・利用時間の制限など。
- ◆入学準備金など・・・新たに「連帯保証人」や「税を完納していること」が必要条件に。額も引き下げに。  
(子どもの「教育を受ける権利」に「格差」を持ち込む)
- ◆教育集会所・・・運営委員から「なじまない」として  
「公募の市民」を除外。
- ◆鷲宮中央保育所の廃止・・・町にたった一つの公的保育  
の廃止を鷲宮議会・住民の同意  
もなく廃止。

菖蒲町—50人減  
栗橋町—30人減  
鷲宮町—74人減

旧久喜市の  
公民館利用  
料が有料へ

合併後、初の議会（臨時会）が18日から20日までの3日間久喜市役所5階で開かれました。党市議団は、強行日程の中、一つひとつ調査し、43の条例に関して質疑を行いました。そして住民負担増のものにはキッパリと反対をつらぬきました。

このほか合併前の合意では、廃止や改悪になったものもあります。

- [例]
- ・「敬老会」の催しすべて廃止に。
  - ・「ねたきり老人手当」（月5000円）の廃止。
  - ・「緊急通報システム」無料から年3600円の有料化へ。

### 「専決処分」とは？

※議会を開く暇（いとま）がなかった時などに、市長の権限で条例などを議会の議決を経ないで決定することができます。  
◆今回は、合併により議員や市長が「失職」している際に「代理執行者」が行政を継続させるために必要な条例を決めたものです。  
◆手続き的には「やむをえないもの」ですが「内容が問題あり」です。中には住民にとって改善したものもありますが、多くがサービス低下や負担増をもたらすものです。

### 日本共産党議員団が「専決処分」に反対した理由

- ◆専決された条例の中には住民サービスや負担に関わるものも含まれています。本来は各条例をひとつずつ議案にして審議すべきでした。内容的には上記のように、サービス低下になるものも多く、例えば、総合支所の人員も3町で154人削減されたなかで、はたして住民の要望に応えられるかどうか大きく問われています。
- ◆今回の「平成合併」の目的は、国が地方交付税を減らしていくことにあります。合併後10年で100億円以上の削減になります。むしろ、「合併のほうで財政難になる」のです。住民福祉の増進をはかる自治体の本旨からもとうてい賛成できません。